

# 住民課からのお知らせ

各種受給者証・認定証の有効期限は、7月31日です。  
更新手続きが必要ですので、お忘れなく！

問い合わせ／吉備庁舎住民課保険年金班

## 【ひとり親家庭医療費受給資格証】 【重度心身障害児（者）医療費受給者証】 の更新手続きについて

現在お持ちの受給者証は7月31日で期限が切れます。8月以降の新しい受給者証をお渡ししますので、次のものをお持ちになり、更新手続きにお越しください。なお、該当される方には事前に案内と申請書をお送りします。

①申請書／必要事項の記入・押印を忘れずにお願いします。

②加入している健康保険証／対象となる方、全員分をお持ちください。

③現在お持ちの受給者証

## 国民健康保険限度額適用認定証などの更新申請手続きについて

有効期限が7月31日になっている入院時などに必要な次の認定証は、それぞれ更新手続きが必要です。役場各窓口で**7月27日**以降に申請手続きを行ってください。

## 【国民健康保険高齢受給者証】の更新について

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」の有効期限が7月31日に切れますので、7月下旬に新しい「高齢受給者証」を郵送します。

8月からは必ずこの新しい「高齢受給者証」をお使いください。

## 【一部負担金の割合】

70歳から医療機関などでお支払いいただく一部負担金の割合は、現役並み所得者は3割、その他の方は2割（ただし、特例措置により誕生日が昭和19年4月1日以前の方は「1割」となります。一部負担金の割合は受給者証に記載されます）。

※別世帯の方が来庁される場合は、委任状・来庁者の運転免許証など（身分確認のできるもの）

※別世帯の方が来庁される場合は、委任状または証が必要な方の保険証

所得の変動や世帯構成の変更などで7月まで該当していても8月以降該当しない場合や、現在該当していないても8月以降該当になる場合もあります。詳しくは吉備庁舎住民課保険年金班までお問い合わせください。

## 【国民健康保険限度額適用認定証】

70歳未満で町県民税が課税されている世帯の方

## 減額認定証

町県民税が非課税世帯の75歳未満の方

まで該当していても8月以降該当しない場合べての要件を満たす方を対象にした医療費の助成制度です。所得や資産の保有状況は毎年変動することから、毎年更新申請手続きが必要です。なお、現在受給されている方には事前に案内と申請書を送付しますので、保険証と認印などをお持ちになり、手続きにお越しください。手続きが遅れた場合は、資格の適用が遅れる場合がございますのでご注意ください。

## 【老人医療費受給者証】の 更新手続きについて

### 更新手続きについて

満67歳以上70歳未満の方で、次の①～⑤のすべての要件を満たす方を対象にした医療費の助成制度です。所得や資産の保有状況は毎年変動することから、毎年更新申請手続きが必要です。なお、現在受給されている方には事前に案内と申請書を送付しますので、保険証と認印などをお持ちになり、手続きにお越しください。手続きが遅れた場合は、資格の適用が遅れる場合がございますのでご注意ください。

## 【受給要件】

①世帯全員の町県民税が非課税であること。

②世帯全員の収入の合計が次の基準以下であること（遺族年金、障害年金などあらゆる収入を含む）。

1人	100万円
2人	140万円
3人	180万円

（以降1人増えるごとに40万円加算）

③預貯金・国債・株式などが350万円×

世帯人数以下であること。

④現在お住まいの土地・家屋以外の活用でできる資産（田畠山林など直ちに処分が難しいものは除く）を有していないこと。

※受給要件に該当すると思われる方で、現在受けられていない方はお問い合わせください。